

株式会社ホテルニューオータニ九州  
代表取締役社長 山本 実介 様

特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡  
理 事 長 朝 見 行  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号カーニープレイス博多  
(本件に関するお問い合わせ先)担当者 弁護士 吉原 洋  
TEL 092-771-7431 / FAX 092-715-5141



### ご結婚披露宴契約の約款に関する申入れ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当機構において、貴社の規約等を検討した結果、それらの内容の一部が消費者契約法に抵触するか又はその趣旨に照らして不相当と判断いたしましたので、当機構は、貴社に対し、下記のとおり申入れを行います。

つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を、2012年7月18日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降の全ての経緯・内容を当機構のウェブサイト等で公表いたします。また、本申入れは、その対象としている事項以外の点について正当であること意味する趣旨ではありませんので、その点も含めてご承知おきください。

敬具

#### 記

##### 第1 申入れの趣旨

###### 1 取消料と期日変更料について

- (1) 取消料と期日変更料を定めた本件規約第5条のうち、披露宴申込日から披露宴当日の120日前までにつき、申込金全額の負担を定めていることに関し、その対象期間や負担金額に配慮して内容を改めることを求めます。
- (2) 披露宴申込日からご披露宴当日の120日前までの間の期日変更料については、その削除を求めます。
- (3) 「セット料金」の内容及び内訳金額が明確となるよう、またセット料金が未定の場合(料理の内容が未定の場合)には取消料又は期日変更料を請求しないよう、内容を改めることを求めます。

###### 2 解約条項について

解約事由及びその効果を定めた規約第11条につき、本条に基づき解約となった場合にも申

込金は返還されるのか否か、損害賠償金等を請求される可能性があるか否か、あるとすればどんな場合かという点が明確になるよう配慮して内容を改めることを求めます。

## 第2 申入れの理由

### 1 取消料と期日変更料について

#### (1) 申込日から120日前までの取消料と期日変更料について

##### ア 取消料及び期日変更料を定めた条項の法的性格について

取消料は、披露宴の契約を取り消す際に要する費用であり、期日変更料は、一旦定めた披露宴の日時を変更する際に要する費用と考えられます。

披露宴契約は、消費者である利用者と事業者である貴社との間で締結される消費者契約(消費者契約法2条3項)に該当しますが、前記の取消料や期日変更料を定めた条項は、消費者契約の解除に伴う違約金等を定める条項です。この条項は、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、同種の消費者契約の解除に伴い、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超える部分については無効となるというべきです(消費者契約法9条1号)。

##### イ 前記申入れにかかる条項の対象範囲が広範に過ぎ、負担も過大に過ぎること

本件申入れにかかる条項は、披露宴申込日から披露宴当日の120日前までの取消などを対象とするのですが、当該条項は、披露宴申込日がいつであるかにかかわらず、申込日の翌日から披露宴当日の120日前までの取消などを対象としており、仮に申込日が披露宴の1年以上前であった場合にも、規約上、利用者は、申込金全額の返還を受けられることになります。

また、当該条項が設けられたのは、事務費用にかかる損害賠償に充てることを目的とするものと思われますが、事務費用は主として勧誘時の費用で、勧誘費用は事業者の日常経費として計上されるもので個別契約の損害ではありません(大阪地裁平成14年7月19日付判決、金融商事判例1162号32頁)。したがって、当該費用の補填に充てるために個別契約の中で違約金条項を設けることは正当とは考えられず、当該条項に定める申込金全額の取消料事務費用の範疇を超えるものと言わざるを得ないものです。

加えて、披露宴当日の120日前までに期日を変更する場合には、取消しと違って、貴社にて披露宴を行うことに変わりはなく、貴社は披露宴契約を維持して利益を得ることができますし、時間的余裕もあって特段の混乱を招くとも考えられません。それにもかかわらず、利用者は、申込金半額が期日変更料に充てられる結果、改めて申込金全額を負担することになりますが、期日変更の事務処理にそれほどの費用は必要ないものと考えられます。

##### ウ 小括

以上のとおり、本件規約第5条のうち、披露宴申込日から披露宴当日の120日前までに取消及び期日変更した場合に申込金全額の負担を定めていることは、時期の区分の点、金額が多額に過ぎる点で平均的損害を超えており、消費者契約法9条1号により、取消料については少なくとも一部が、期日変更料については全部が、それぞれ無効になるも

のというべきですので、その改定を求めるものです。

## (2) 「セット料金」について

ア 本件規約第5条の取消料及び期日変更料の算定基準となっている「セット料金」の内容が不明確なために、消費者は貴社との契約の取消し又は期日の変更によって被る損害を事前に予測しづらく、またそのために取消し又は期日の変更を躊躇する可能性が考えられます。

しかし、そもそも事業者は、消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければなりません(消費者契約法第3条)。

よって、「セット料金」の内訳・費目ごとの金額(様々な商品の代金やサービスの対価を総合したパッケージ料金となっている場合にはなおさら金額を明示しやすいものと思われます。)など、「セット料金」の金額を消費者が予測し得る内容を明記されるよう、改定を求めるものです。

イ 本件規約第5条においては、「セット料金」が未定の場合にはフランス料理の最低額セット(料理・飲物合計料金)が基準となる旨明記されています。

この「セット料金」が未定の場合というのは、挙式の日時のみが決定されているが挙式の内容については全く決まっていない場合をいうものと解されるところ、そのような段階で日もちのしない食材や、他の挙式に代替が利かない商品の仕入れを行っているとは思われません。

それにもかかわらず、そのような段階でフランス料理の最低額セット(料理・飲物合計料金)相当額を取消料又は期日変更料の算定基準とすることに合理性はなく、そのような算定基準により決定された取消料又は期日変更料は平均的損害を超えており、消費者契約法9条1号により無効になるものというべきですので、その改定を求めるものです。

## 2 解約条項について

上記1(2)ア記載のとおり、事業者は、消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮し、消費者の権利義務その他消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならないところ(消費者契約法第3条)、特に消費者にとって不利益となる効果を生じさせる条項については、消費者が事前に結果を予測し、不測の不利益を被ることをできるだけ回避させるべく、事業者として努力すべきです。

よって、本件規約第11条についても、貴社との契約を解約された場合に、消費者が、申込金の返金がなされなかつたり、取消料や損害賠償金等の請求を受けたりするなどの不利益を被る可能性を事前に予測できるよう、改定を求めるものです。

## 3 総括

以上の理由により、申入れの趣旨1、2に記載の申入れを行うものです。

以上

(ご参考)

1 申込金

披露宴のお申込みをいただいた場合、お申込み時に申込金として金 10 万円を申し受けます。

5 ご披露宴の取消料(一部)

すでにご契約いただきましたご披露宴のお取消し、及び期日の変更をされる場合は、下記の取消料及び変更料を頂戴いたします。

ご披露宴の申込日からご披露宴当日の 120 日前まで

取り消し料 申込金の全額

期日変更料 申込金の半額

尚、ご披露宴当日の 10 日前まで印刷物等実費がかかっておりますものは別途請求させていただきます。

※セット料金が未定の場合は、フランス料理の最低額セット(料理・飲物合計料金)が基準となります。

11 解約

ご披露宴にご出席のお客様が法令又は公序良俗に反する行為をなさる恐れがあると判断した場合、暴力団並びにその関係者と認められた場合、あるいは他のお客様にご迷惑をお掛けするとホテル側が判断した場合、又はこの「ご結婚披露宴規約」に違反なさいました場合は、ご結婚披露宴のお申込をお断りするか、又は既にご契約いただいた場合でも解約いただくことがありますのでご了承ください。